

【22用語】

土方（どかた）.. 土木工事に従う労働者、土工

建白（けんぱく）.. 政府・上役などに自分の意見を申し立てること

賤劣（せんれつ）.. いやしくて劣っていること

渡世柄（とせいがら）.. なりわいの状態、生業のありさま

無住無産（むじゅうむさん）.. 一つの所に居住せず、また定職がないこと、財産や資産がないこと

尔（爾）後（じご）.. この後、それ以来

禽獸（きんじゅう）.. 鳥と獸

縦覧（じゅうらん）.. 自由に見ること

珍禽奇獸（ちんきんきじゅう）.. めずらしい鳥や獸

看客（かんかく）.. 見る人、見物人、観客

縦観（じょうかん）.. 思うままでに見ること

【22解説】

明治六年（一八七三）七月の地租改正の目的は、全国の田畠・宅地等を実地測量して地価を定め、租税の徵収方法をそれまでの現物納から金納にかえることによつて近代的な税制と国の財政基盤を確立することにあつた。この御指令本書は、明治十年に群馬県第三課の雜税掛が度量衡や諸税に関して、大蔵省への九件の伺い文と同省からの指示文書をのちに一冊に編綴したものである。

その中の本文書は、高崎町の室内射撃場の免許・營業税の税額、土方稼ぎの一年間の納税額、そして禽獸観覽茶店の一ヶ月間の營業税を徵収し、県税として組み入れてよいかを伺い出たときのものである。なお、この伺い文の後には朱書で五月三十日付けの国の指示が大蔵卿大隈重信の名で記されていることがわかる。